2　信用協同組合が子会社等（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）を有する場合における規則第七十二条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　対象役員及び対象職員等（信用協同組合の対象役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（信用協同組合の子法人等であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、信用協同組合又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用協同組合若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、信用協同組合及びその主要な連結子法人等の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

○金融庁告示第二十四号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年三月二十九日　　金融庁長官　畑中龍太郎

金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第二百八条の二十六第五号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げる事項とする。ただし、平成二十二年金融庁告示第百二十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）第四条に基づき、連結自己資本規制比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。）を算出している最終指定親会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）については記載を要しない。

一　対象役員（最終指定親会社の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象従業者等（最終指定親会社の対象役員以外の役員及び従業者並びにその主要な連結子会社等（最終指定親会社の子会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。）であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）の役員及び従業者（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、最終指定親会社又はその主要な連結子会社等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として最終指定親会社若しくはその主要な連結子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下同じ。）を受ける者のうち、最終指定親会社及びその主要な連結子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業者等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象従業者等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

○金融庁告示第二十五号

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第七十二条第一項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月二十九日　　金融庁長官　畑中龍太郎

第四条中「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改める。

○金融庁・財務省・経済産業省告示第二号

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）第八十三条第一項第六号及び第八十四条第四号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年三月二十九日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

（報酬等に関する開示事項）

第一条　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第八十三条第一項第六号に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　対象役員（株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象従業員等（商工組合中央金庫の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、商工組合中央金庫から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、商工組合中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項